

特定非営利活動法人石狩国際交流協会 専門部会設置規程

(目的)

第1条 特定非営利活動法人 石狩国際交流協会（以下「協会」という。）の定款第3条に定める事業を円滑に推進するため、専門部会（以下「部会」という。）を設置する。

(部会)

第2条 次の部会を設置する。

(1) 石狩・キャンベルリバー留学生ホームステイ部会

(構成)

第3条 部会にチーフ、幹事、副幹事、部会員を置く。

- (1) チーフ 1名
- (2) 幹事 1～2名
- (3) 副幹事 1～2名
- (4) 部会員

(選出)

第4条 チーフ、幹事、副幹事はキャンベルリバー高校生交換留学生の保護者の中から選出する。部会員は、キャンベルリバー留学生ホストファミリーとする。

2 チーフ、幹事、副幹事、部会員は、理事会承認後会長が委嘱する。

(業務)

第5条 部会は、次の業務を行う。

- (1) ホームステイに関する行事の企画運営
- (2) ホームステイの受入に関すること
- (3) 親睦を深めるための旅行並びに懇親会等の開催
- (4) 協会が行う事業に対する協力
- (5) その他、目的達成のための必要な事業

2 第1項(1)から(5)に定めた業務内容については理事会に報告する。

(部会の開催)

第6条 部会は、チーフが随時招集して開催する。

附 則

1 この規程の施行は、平成29年12月11日から施行する。